

基本計画部会第 3 ワーキンググループの
審議状況について
(中間報告)

<第 1 回、第 2 回会合>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成24年6月29日（金） 10：00～12：02

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4 議事次第

(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応

ー東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応ー

② 統計の評価を通じた見直し・効率化

ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

(3) その他

5 議事概要

(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について

事務局から、審議の進め方、第3ワーキンググループの審議スケジュール等について説明が行われ、了承された。

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応ー東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応ー

総務省政策統括官（統計基準担当）から東日本大震災への対応の概要について説明が行われ、さらに総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から補足説明の後、審議が行われた。各府省からの補足説明の概要は次のとおり。

【補完推計・補完調査の実施】

- ・ 被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表。（労働力調査）
- ・ 平成23年度の数値について、平成18年度から22年度及び24年度の6時点の数値を用いて、回帰式により推計した値を参考値として公表予定。（学校保健統計調査）
- ・ 被災地における補完調査（一般統計調査）を実施中であり、その結果は参考値として公表予定。（社会教育調査）
- ・ 大規模な標本工場が最終的に廃業したことから、月次の遡及調査は不可能となったものの、年次調査で月次が欠落している県を含め年間生産量等を公表。（木材統計調査）

【特別な措置を講じた場合の公表等】

- ・ 調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供。（個人企業経済調査等）
- ・ 被災3県の有効回答率が若干低下し、調査結果がやや高めあるいは低めに推計されている可能性があるため、その旨を利用上の注意に記載。（毎月勤労統計調査）
- ・ 平成22年の調査結果について、回収した調査票が一部流失又は疑義照会が困難となったため、これらの客体の倍率を、同一県内の他の客体に振り分けることにより推計し、公表。（農業経営統計調査）
- ・ 一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表。（作物統計調査等）

【その他】

- ・ 調査対象地域を除外することなく、被災地のすべての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果をもとに推計。また、連絡が取れない事業所のデータは、生産量をゼロと仮定して集計・公表。（生産動態統計調査）
- ・ 営業日数と販売の関連が高いため、調査票の提出がなかった事業所について日割り推計を実施。（商業動態統計調査）

主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 各府省で工夫をして補完推計や補完調査等の対応をしていることを評価する。今後、補完推計値の精度や、補完推計を行っていない統計における補完推計の可能性なども検討いただきたい。乗率による補正は、平時は良いが、災害時は被害が大きいくほど脱落して偏る可能性があり、精査いただきたい。

- ・ 今回の震災では、被災県に対して各府省から縦割りで確認が来たと聞いている。今後、各府省の統計に優先順位を付け、対応を一元化することなどを検討いただきたい。
- ・ 震災に対する各府省の取組みが、どのように利用され役立ったかなどについて、情報を整理しておく必要がある。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力を、評価・感謝する。
- ・ 災害への備えとして、統計作成上の特別の措置についての国民への一元的な情報提供や欠測値の適切な補完集計等に関して、今後も検討することが必要である。
- ・ 国における統一的な対応とともに、調査員等に対する災害発生時の指導についても、検討の余地がある。
- ・ 今後の教訓として、今回の国・地方等を通じた対応状況を総合的に整理し、適切に記録・保存することも必要である。

② 統計の評価を通じた見直し・効率化ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー

総務省政策統括官（統計基準担当）から「公的統計の品質保証に関するガイドライン」、国連統計委員会の「国家品質フレームワーク」について、椿委員から日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、それぞれ説明が行われた。その後、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、ガイドラインを踏まえて、品質表示についてはホームページの見直し作業等を実施しているが、品質評価については作業中あるいは検討中といった補足説明が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 品質評価の取組みによって、手間やコストが増えるのではないか。
- 手間は増えるかもしれないが、一方で効率性も品質評価の項目に入っている。
- ・ 各府省の評価を進める際に、格付機関のような第三者による評価も想定しているのか。
- 当面は各府省での自己評価を進める。総務省による承認審査も、ある意味では第三者的な評価と考えることができる。
- ・ ガイドライン策定以降、各府省による取組の進捗を何によって確認するのか。
- ガイドラインでは、各府省による品質保証に関する実施計画の策定・公表の規定がある。これが進めば、ある程度確認できるようになる。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 品質表示は取組が進んでいるものの、品質評価は更なる取組の推進が必要である。各府省の取組に関し、情報共有の場の設定や取組状況の公表なども検討すべきである。

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

次回以降に審議することとなった。

(3) その他

次回の会合は7月9日（月）10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日時 平成24年7月9日（月）10：00～12：09

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、安部委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、財務省政策総合研究所、国税庁長官官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -

その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）

（2）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

総務省政策統括官（統計基準担当）から、基本計画における民間事業者活用の考え方、民間事業者の活用に関するガイドラインの改定内容などについて説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 民間事業者の活用について、問題等が生じているところはあるのか。
入札の都度、事業者が交代するケースもあり、事業者のノウハウの蓄積が進まない、事業者にとってメリットが乏しいなどの指摘もある。
- ・ 流通などのICT化で蓄積されている民間のデータを有効活用すれば、効率的なデータの取得が可能となるのではないかと考えている。
各調査実施者が調査の効率化を考えていく中で、必要に応じ、民間データの活用を進める余地もあるのではないかと考えている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 一定の分野においては、民間事業者を活用して効率的な統計の作成・提供を進めることは重要である。
- ・ ガイドラインについては、更なる改定の余地は乏しいものとするが、関係府

省による情報交換や事業者団体との意見交換については、今後も、引き続き取組を進めていただきたい。

- ・ 民間事業者の活用の際し、業務の見直しも含めて、検討することも考えていただきたい。

効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -

ア 行政記録情報等の活用の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）から、行政記録情報等の活用の着実な増加など、取組の概要について説明が行われた後、質疑が行われた。主な意見及び回答は以下のとおり。

- ・ 今後も、行政記録情報の活用の実態を把握することが重要である。
今後も継続して実態を把握し、取組の推進に役立てたいと考えている。
- #### イ オーダーメイド集計による税務データの活用
- 国税庁及び経済産業省から、オーダーメイド集計による税務データの活用について、次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。
- ・ 税務データのオーダーメイド集計による活用可能性については、データの定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から、活用は困難との結論に至った。ただし、新たなニーズを含め今後の活用を否定するものではなく、1)必要とされるデータを国税庁が有していること、2)当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、3)当該データが電子化されていること、4)所要のコストを活用側が負担できること、の4つの条件を満たせば、活用は可能と考えており、今後の要請内容に応じて検討したい。
 - ・ 税務データについては、1)納税地が事業所の所在地と異なっているケースがあること、2)個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名（屋号）と異なること、3)出荷額と所得金額との相違等から、直接、欠測値の推計や補完などに用いることは難しいというのが現状認識である。

この説明に対する主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- ・ アメリカ、カナダ等では税の情報が広範に利用されている。概念の相違を認識した上で活用する道はあるのではないかと。条件が満たされればオーダーメイド集計を検討するという事なので、今回の「実施困難」で終わりにしないでほしい。
- ・ 現時点では「実施困難」となっているが、4条件が満たされれば実施されるということなので、今後も継続して検討いただきたい。
法人税申告書の別表1など全件電子化されているデータであれば、協力も可能かもしれないが、税務行政上の必要性から、真に必要なデータから電子化を行っているのが現状である。
- ・ 統計部局側からも、電子化の状況を踏まえ、必要性を強く主張し続けることが必要であると思う。
現状は「実施困難」との自己評価であるが、統計部局としては、課題が解決されれば、審査の基準値等として利用したいと考えている。

- 外部の有識者も加わっているような検討の場合は、設けられているのか。
現状では、設けられていない。
- 特定の地域、業種に限定したときに、補完や推計が具体的にどの程度できるかなどを検討することが重要であると考える。
- 1事業所・1法人の場合は、マッチングの問題を解決すれば活用可能と思われるが、電子化については、どの程度進んでいるのか。
個人の申告の場合も法人と同じで、税額所得が確認できるようなものについては全件電子化されているが、現段階の検討では、活用したいデータは全件電子化されていないという判断である。
- 行政記録情報の活用について、個別の統計ごとに、一つ一つ検討する必要があるのではないかと。また、活用が困難な分野について、統計委員会等で検討を行うことは可能か。
行政記録情報の活用については、調査実施省が調査企画段階で自らチェックし、その後、政策統括官室が承認審査の段階でチェックをしている。特に課題になるものについては、基本計画に記載されているため、毎年の法施行状況報告の審議の中で検討できる形になっている。

ウ 漁業センサスへの漁船登録データの活用及び法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用

農林水産省から漁業センサスへの漁船登録データの活用について、国土交通省から法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用について、それぞれ次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。

- 漁業センサスへの漁船登録データの活用については、次期調査計画の統計委員会への諮問（平成24年11月予定）の際に、検討結果を報告したい。現状では、機械的な照合が難しい等の課題が見られる。
- 法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、検討中であるが、固定資産課税台帳は各市町村が保有するため、納税者の委任状の提出等、各市町村への手続き面などで問題点が多々あり、次期調査では活用は困難ではないかと考えている。

主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- 固定資産課税台帳データの活用のためには、本人の承諾が必要ということであったが、匿名化して統計化することは制度的にできないのか。
現状では、各市町村に納税者の委任状を持参して、閲覧・転記をするという方法による他はない。将来、固定資産課税台帳の情報がビジネスレジスターに登録されるとか、全市町村の固定資産課税台帳がネットワーク化されてアクセス可能になるとかというような環境が整えば、ぜひ活用したい。
- 行政記録情報から作成される業務統計について、集計の充実が求められるものもあるが、この点についてはどう考えるべきか。
例えば、住民基本台帳人口異動報告における表章の詳細化などが基本計画に掲げられており、審議の対象となっている。

エ 行政記録情報等が具体的に特定されていないもの

資料2のp3～6の事項について審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 調査計画の策定の際、行政記録情報の有無等について事前に調査・検討することになっているが、活用が困難とされたケースは、具体的に何かあるか。
報告様式が区々で、電子化も遅れている等のケースがあったが、その場合でも、先ず所管部局と活用可能性を検討することが重要。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 行政記録情報の活用については、一定の効果は上がってきているが、行政記録の電子化等の状況や、活用のコスト・効果等を考慮すると、現時点ですぐに活用が見込めないものも認められる。引き続き、不断の調査・検討が必要であると考える。
- ・ 特に、税務データのオーダーメイド集計結果の活用に関しては、直ちに活用することは困難な状況である一方、4つの条件を満たせば、活用が可能であることも明らかになった。したがって、「実施困難」と自己評価しているが、今後も、地域や業種を限定した検証等、検討の継続をお願いしたい。
- ・ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、次期調査計画の諮問・答申の中で議論されるため、結論は、その場に委ねたい。
- ・ また、統計調査への活用だけでなく、行政記録情報から作成される業務統計の充実に関しても、積極的に進めるべきであるという指摘があった。

その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）

総務省政策統括官（統計基準担当）から、統計職員等の人材の育成・確保等の一般的な状況について説明が行われた後、内閣府、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び日本銀行から、補足説明が行われた。

その後、廣松座長から、各府省における人材の育成・確保への対応状況一覧表の平成21年度及び22年度の資料と、各府省の統計関係職員の推移の資料について、追加の要求がなされ、この報告を含めた具体的な審議は次回に行うこととなった。

(2) その他

次回の会合は7月25日（水）15時から開催する予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >

第3ワーキンググループの審議スケジュール等

平成 24 年 7 月

回/日時	重点的な審議課題等	関係府省庁（出席要請府省庁）	基本計画別表の対応項目
第1回 6月29日（金） 10:00～12:00 （4号館2階第3特別会議室）	<p>(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について</p> <p>(2) <u>緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－</u></p> <p>(3) <u>統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－</u></p> <p>(4) その他の共通・基盤的事項 ○民間事業者の活用（第2回に持ち越し）</p>	<p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p> <p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>第3-2(1) オ 緊急ニーズへの対応 東日本大震災に係る統計データの提供等</p> <p>第3-3(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化 第3-5(3) 統計の中立性</p> <p>第3-1(2) 民間事業者の活用</p>
第2回 7月9日（月） 10:00～12:00 （4号館2階第3特別会議室）	<p>(1) その他の共通・基盤的事項 ○民間事業者の活用</p> <p>(2) <u>効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－</u></p> <p>(3) その他の共通・基盤的事項 ○統計職員等の人材の育成・確保</p>	<p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p> <p>総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p> <p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>第3-1(2) 民間事業者の活用</p> <p>第3-1(1) 行政記録情報等の活用</p> <p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 (2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 第3-5(2) 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化</p>

<p>第3回 7月25日(水) 15:00～17:00 (4号館4階第2特別会議室)</p>	<p>(1) その他の共通・基盤的事項 ○統計職員等の人材の育成・確保 (第2回の継続)</p>	<p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 (2) 実査体制 (都道府県の統計専任職員等) の機能維持、国と地方公共団体の連携 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 第3-5 (2) 研究開発の推進 (情報通信技術の活用等) と学会等との連携強化</p>
	<p>(2) <u>統計データの有効活用の推進</u></p>	<p>内閣府、総務省、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>第3-4 統計データの有効活用の推進 (1) オープンデータ集計、匿名データの作成及び提供 (2) 統計データアーカイブの整備 第3-5 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進 第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用 (3) 統計に対する国民の理解の促進 第4-2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</p>
<p>第4回 8月8日(水) 15:00～17:00 (4号館12階1214会議室)</p>	<p>(3) その他の共通・基盤的事項 ○統計基準の設定等 (1) 第1回～第3回で議論できなかった事項の審議 (2) 審議結果の取りまとめ</p>	<p>総務省、厚生労働省</p>	<p>第2-2 (7) 統計基準の設定 第4-1 基本計画の進捗管理・評価等</p>
<p>(予備回) 8月20日(月) 15:00～17:00</p>	<p>(○審議結果の取りまとめ)</p>		

(注) 下線は重点的な審議課題。

第3 ワーキンググループの重点的な審議課題

- | | | |
|--|-------|---|
| (1) 統計データの有効活用の推進 | | 1 |
| (2) 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－ | | 2 |
| (3) 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－ | | 3 |
| (4) 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－ | | 4 |

事項	3 - (1) 統計データの有効活用の推進
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票情報の二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供）や、統計データのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の活用など、統計データの有効活用の推進については、統計法及び基本計画に掲げられた公的統計の有用性の向上を図るための重要な視点となっており、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれた事項を中心に精査するとともに、例えば、教育コンテンツとしての活用に向けた研究や、擬似的なマイクロデータの作成に係る検討等、二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しつつ、更なる利用促進に向けた方策等を検討することが必要であると考えられる。 ・ また、今回の審議では、更なる利用者の利便性向上を図る観点から、海外の利用者を含め、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を中心とした統計データ等の提供・情報発信等の実態を把握し、その取組の推進についても検討する必要があると考えられる。
関 係 府 省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	<p>3－(2) 効率的な統計作成 －行政記録情報等の活用－</p>
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報等の活用は、正確かつ効率的な統計作成や、報告者負担の軽減等の観点から重要な課題とされ、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、基本計画に掲げられた事項のうち、他のWGの検討対象外となっている事項を対象に、改めてその取組・検討状況を確認し、推進の余地等を検討する必要があると考えられる。 ・ なお、この検討に当たっては、行政記録情報等の活用の際に阻害要因となる電子化の状況や手続き上の制約等に係る対処方策、活用にあつての事務・コストの発生等にも留意して行う必要があると考えられる。
関 係 府 省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	<p>3－（3）統計の評価を通じた見直し・効率化 －「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－</p>
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計における「品質保証（Quality Assurance）」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。 ・ 我が国では、基本計画を踏まえ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に沿った取組が進められているところであるが、2012年の国連統計委員会における「一般的な国家品質保証フレームワーク（NQAF）」の採択や、統計委員会からの日本品質管理学会に対する研究の要請など、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。 ・ このような環境変化の中、基本計画に掲げられた品質保証に関する取組状況を精査することにより、更なる推進の余地等について重点的に審議する必要があると考えられる。
関 係 府 省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	<p>3－(4) 緊急ニーズへの対応</p> <p>－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－</p>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画においては、大規模災害の発生などに伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、①行政記録情報等の活用、②既存統計の特別集計の実施、③附帯調査の実施についての検討のほか、④承認審査事務の簡素化・迅速化等の対応が掲げられている。 ・今般の東日本大震災に際しては、これらの対応に加え、地方公共団体や統計調査員の協力も得て、おおむね以下のような取組が行われてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 報告期限の延長、調査実施・公表の延期等 ② 調査・集計地域の一部除外等 ③ 上記の措置及びそれに伴う集計方法の変更等についての国民への周知（一元的な情報提供等） ④ 被害地域における実査機能の実情把握・回復支援 ⑤ 実査回復後の適切な集計結果の公表（欠測値の補完集計、追加調査結果の集計等） ・このため、これらの状況を適切に記録に残すことを含め、今回の対応状況について集約して整理し、今後の教訓とするため、引き続き重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>